

# ○松山広域福祉施設事務組合公平委員会議事規則

制 定 平成 22 年 11 月 24 日公平委規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 11 条第 5 項の規定に基づき、公平委員会の議事に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第 2 条 公平委員会の会議は、委員長が必要と認めたとき、又は委員の請求があったときに委員長が招集する。

2 委員長は、会議を招集しようとするときは、会議に付する事項並びに会議開催の日時及び場所を、あらかじめ委員に通知するものとする。

(会議の公開)

第 3 条 会議は、委員の過半数の同意によって公開することができる。

(議事録)

第 4 条 地方公務員法第 11 条第 4 項の議事録は、事務職員が作成する。

2 前項の議事録は、公平委員会の承認を経て確定する。

付 則（平成 22 年 11 月 24 日公平委規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。